

サークル室・和室の利用について

- (1) 顧問教員・職員の指導のもとに施設・設備を使用すること。
- (2) 施設・設備を大切に扱うとともに、常に整理整頓・清掃を行うこと。
廊下・階段などの共同利用場所は、使用者全員で整理整頓・清掃を行うこと。
- (3) 火気厳禁。危険物を持ち込まないこと。
- (4) 備え付けの物品類は許可なく移動させないこと。
- (5) 定めを遵守しない者は、施設・設備の使用を禁止する。
- (6) 施設・設備などを損傷したり事故が起きたりした場合は、直ちに教務学生課へ
届け出ること。

※その他、大学便覧 P52～P58 を参照してください

利用時間と必要な届け出書類

年末年始（12/29～1/3）は原則使用禁止です。

各使用願の提出先は総務課です。

年末年始以外	9:00～21:00	不要
	21:00～23:00	<u>時間外残留・施設使用願</u>
	23:00～	<u>特別時間外残留・施設使用願</u>
年末年始	9:00～21:00	<u>時間外残留・施設使用願</u>
	21:00～	<u>特別時間外残留・施設使用願</u>

※本来の目的以外で施設・設備を使用する場合は、
平日 9:00～21:00 でも施設使用願が必要です